別添１

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

令和　６年　４月　１日

愛知みなみ農業協同組合

愛知みなみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業専門金融機関・地域金融機関として､｢健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

また、当組合は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」は平成２５年３月３１日をもって終了しましたが、引き続き金融円滑化にかかる措置の実施状況を公表いたします。

１　金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化管理方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化管理方針（概要）
１　新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
２　お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
３　新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
４　新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
５　当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成２２年　２月　２日に公表しております。

≪金融円滑化管理方針≫別紙①

２　金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1)　信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部金融課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することと

しております。

(2)　貸出業務の取引実施部署を「金融円滑化管理担当部署」とし、同部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し、金融円滑化にかかわる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任部署」へ報告することとしております。

(3)　「金融円滑化管理責任部署」にて、当組合の金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理しております。

≪対応状況を把握する体制の概要図≫別紙②

3　金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1)　お客様からの、金融円滑化にかかわるご相談については、以下の「ご相談窓口」においても承っております。

(2)　お客様からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部金融課にて承っております。また、苦情を受けた場合には、金融円滑化管理責任部署と連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

≪お客様のためのご相談窓口≫別紙③

≪苦情・相談対応の体制の概要図≫別紙②

4　金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1)　金融円滑化管理責任部署において、事業を営む利用者からの経営相談に対するきめ細かな対応と経営改善への取組みにかかわる支援について、真摯に取り組みます。

(2)　特に、農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3)　経営相談、経営改善のため、当組合職員に対し、必要に応じて研修、指導を行っております。

5　貸付条件の変更等の実施状況

別紙④、別紙⑤のとおり。

以　上